KSKQ(あいえるらくがき帳 No.220)第三種郵便物承認　通巻第 10293 号　2022 年 7 月 21 日発行(1)

【KSKQ】 2022年7月号 No.220

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

6 月初めに、インテックス大阪で開催されていたバリアフリー展＆防犯防災総合展に行ってきました。久しぶりの開催ということもあり、平日でも会場は大勢の人で賑わっていました。当法人からも、多くの当事者やスタッフが参加しました。最新の福祉用具について、皆真剣に話を聞いて、体験もしてきました。その時の様子をピア・エンジンがブログでまとめました→

もくじ

○マンションから障害者を追い出さないで！(障害者のついーと)
——当事者スタッフのコラムです
○私たちの原点～施設からの地域移行支援～(支援？介助？)
——当法人の理念の一つ『施設からの地域移行へのこだわり』について解説します
○ＧＨに居住地特例はおかしくないか！？(制度のア・レ・コ・レ)
——グループホームにおける居住地特例の問題について紹介します

https://aiel.or.jp

あいえる協会
公式サイトはこちら

☘☘☘障害者のついーと☘☘☘

マンションから障害者を追い出さないで!

本年１月８日、あるマンションに入居するグループホーム（以下ＧＨ）が管理規定に反するとして、マンション管理組合から退居するよう求められた裁判の判決が、大阪地裁でありました。判決は、ＧＨ側の敗訴。ＧＨ側はただちに控訴し、５月11日、大阪高等裁判所にて、第一回公判が開催されました。地裁判決の主な理由は、マンションにＧＨが入ることで「良好な住環境が確保されなくなる」消防法の規定により「管理の負担、費用の増加が余儀なくされる」というものです。

これまで何の問題も発生してこなかった

このＧＨの入居者は、20年近くも当マンションで穏やかに暮らしており、住民とのトラブルは一切ありませんでした。しかし、平成19年に消防法が変更されたことで、住民に費用負担が生じる可能性がでてきたから退居しなさい、と言うのです。ＧＨ入居者には何の落ち度もないのに、法律が変わったから出ていけ、というのは納得できません。その上、消防法が変わったことで住民に新たに負担がかかることはないのです。

消防点検の費用が発生する？

以前は、ＧＨがマンションに入ったら、マンション全体を対象とした点検が必要で、約50万円かかるとされていましたが、要件が緩和され、ＧＨの部屋とＧＨから玄関までの経路だけの点検で良くなり、５万円程度とされています。点検の正確な額を確定するためには、管理組合の立ち合いや書類提出が必要となり、若干の手間をかけることになるのですが、組合側はそれも拒否しています。しかも、ＧＨ側は、費用が掛かったとしても全額をＧＨが負担する、と言っているのです。

「共同住宅特例」の適用が外れたら住民の負担が発生する？

同一のマンションにＧＨ等が一定数以上入居した場合、「共同住宅特例」から外され、消防用設備の設置が必要です。現在は「共同住宅特例」が適用され、一般の住宅同様に設置の必要がありません。判決では、将来「特例」が外された場合に負担が生じる可能性がある、と言っています。しかし、この「特例」が外れることはありえません。ＧＨを新たに開設する際には、大阪市の運営指導課と消防署によるチェックが必要で、その中に消防法にかかるチェックもあるので、「特例」が適用されない場合には、開設することはできません。

全国の障害者団体がこの裁判の動向に注目しています

地裁の不当判決がおりてから、全国の障がい者団体から抗議の声が出されています。地裁判決が確定した場合、多くの障害者の生活基盤が失われることになり、障害者の自立の道が失われることにつながります。「マンションからグループホームを追い出さないで」と、みんなで声をあげていきましょう。

（文責：池田）

☘☘☘支援？介助？☘☘☘

私たちの原点～施設からの地域移行支援～

30年以上も歴史のあるあいえる協会ですが、設立以来大切にしていることが３つ、あります。

①障害者個人の人権を尊重する　**『障害者主体の活動』**
②障害者が地域で自立生活を円滑に行える支援を行う
『障害者のニーズへのこだわり』
③障害者の社会参画の機会を確保できるよう支援を行う
『施設からの地域移行へのこだわり』

この中の③『施設からの地域移行へのこだわり』について、今回はお伝えしていきたいと思います。

これまで、たくさんの施設入所者の地域移行の支援を行ってきました。施設から出てグループホームに入居する方もいれば一人暮らしをする方も…。多くの方は幼いころから長年施設で生活しており、「電車に乗った事がない」「お金を使った事がない」など当たり前の経験が不足していたり、社会と分け隔てられ、生活力や社会常識が奪われ、様々な経験をせずに過ごされたりしています。施設からの地域移行は、ただ施設からグループホームなどに生活の場所を移すのではなく、地域で自分らしい生活を創っていくこと。そのために、時間をかけて、ILP（自立生活プログラム）を行います。

あいえる協会では、職員だけではなく、施設から出てきた地域生活の先輩当事者のみなさんに、ILP で外出や地域生活の話をしてもらうなど最初から最後まで関わってもらっています！

◆地域移行 ILP はどのように行うのか？☆アセスメント編☆

・訪問・・・まずは施設で顔合わせ。移行に向けた話、確認をします。
・アセスメント・・・アセスメント表に基づき聞き取りを行います。
　入居に向けた課題を整理し、方向性を決めていきます。
・地域移行アンケート・・・アンケートで本人さんのことを知ろう！
⇒「自身のこと」「住む所」「仕事・楽しみ・自立生活について」など
　例えば・・・「施設から出て楽しみなこと・不安なこと」「お金があったら何を買いたいか」「これから ILP でこんなことしたい」など

★最初のアセスメントでは内容ももちろん大事ですが、本人とコミュニケーションを取るために必要なことや、本人のコミュニケーションの様子を見るための聞き取りです。

※次回、地域移行 ILP の中身について、引き続きお伝えしていきます

（文責：大倉）

☘☘☘制度のア•レ•コ•レ☘☘☘

グループホームに居住地特例はおかしくないか！？

今、グループホーム制度は、通過型の議論や、大阪市にある分譲マンションでの追い出し裁判と、大きな影響を受けています。そうした中で、私たちも、当事者の普通の暮らしを守るために、これらの問題にしっかりと目を向けなければならないと思います。

さて、今回の制度コラムは、「グループホームと居住地特例」というテーマで書かせていただきます。**居住地特例**という言葉はご存じでしょうか？　これは、主に障害者支援施設のある市町村の障害福祉財政負担を軽減するため、入所前の住所地の市町村が、サービスをおろすという仕組みです。例えば、八尾市に住んでいる障害者が大阪市の施設に入所した場合、その福祉サービスは全て八尾市が支給決定するというものです。これは介護保険でも同様の考え方があり、介護保険では住所地特例と言われています。これらは住民票を移したとしても、福祉サービスのみは入所前の市町村となっています。　しかし、この居住地特例は、グループホームにも適用されており、施設と同様入居前の市町村が支給決定することとなっています。

私たちは普段、引っ越しをして住民票を移したら、その市町村のサービスや制度を使えるようになります。住民票のある居住地の住民になるわけなので当たり前のことです。グループホームは普通の住まいであり、施設ではありません。それを施設と同じようにされて、居住地特例を適用されるのは、国がグループホームを住まいとして捉えていないのではないかと考えます。それはある意味、権利侵害になりえるのではないでしょうか。

具体的な問題として、グループホームに入居している当事者のほとんどが、土日等の余暇活動で移動支援を使い外出をします。しかし、移動支援は地域生活支援事業という市町村事業のため、居住前の市町村がどれくらい支給決定してくれるかで個々に差が出ます。同じ所に住みながら、月30時間しか使えない人もいれば、50時間使える人も出てくるわけです。また、個別ホームヘルパー利用も、大阪市のように入居者ニーズに応じて決定できる市町村は良いですが、十分な時間が支給決定されなかったり、対象者を厳しく絞っているような市町村もあり、こちらも大きな差が出ます。

グループホームをめぐる課題はたくさんありますが、そういった中で、居住地特例による入居者への弊害は以前から続いています。居住地特例そのものをなくしてほしいと思いますが、まずは普通の住まいであるグループホームを、その対象から外してほしいものです。

（文責　吉田）

KSKQ(あいえるらくがき帳 No.220)第三種郵便物承認　通巻第 10293 号　2022 年 7 月 21 日発行(4)

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく ～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

新型コロナウィルス感染拡大防止のため休止中です。現在、法人内で訪問販売のみ実施中です。

★ヘルパーさん大募集★

時給：1280 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週 1 日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９ 和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６
お気軽にお問い合わせください！

『柴優子、フミヤのライブに奮闘するの巻』掲載中！
藤井フミヤのライブを申し込んだ時の話です

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：７月２７日(水)、８月２４日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

住吉区地域自立支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部
ヘルプセンター・ホップ
自立生活センター・まいど
グループホーム・あいえる
グループホームほんわか
ウィル
ライフ・ネットワーク
ピア・エンジン（分所）

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行